

松阪市告示第 163 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において、次のとおり字の区域を変更したので告示する。

平成 22 年 4 月 16 日

松阪市長 山 中 光 茂



1 松阪市小片野町字桃木に編入する区域

松阪市小片野町字小俣道西 4 5 2 の 7 の一部、字野田 7 0 5 の 1 から 7 0 5 の 3 までの各一部、7 0 9 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

2 松阪市小片野町字小俣道西に編入する区域

松阪市小片野町字桃木 4 8 4 の 1、4 8 4 の 2 の一部、4 8 5 の一部、4 8 8 の 1 の一部、4 8 8 の 2 の一部、4 8 9 の 1 の一部、4 8 9 の 2 の一部、4 9 2 の 2 の一部、4 9 4 の 1 の一部、6 1 9、6 2 0、6 2 1 の 2、6 2 1 の 3、6 2 3、6 2 4 の 1 の一部、6 2 4 の 2 の一部、6 2 5 の 1 の一部、6 2 8 の 3 の一部、6 3 0 の 1 の一部、6 3 0 の 2 の一部、6 3 3 の 1、6 3 3 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

3 松阪市小片野町字野田に編入する区域

松阪市小片野町字桃木 6 7 7 の 2、7 0 8 の 3 の一部